第42号議案

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年亀岡市条例第29号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月21日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年亀岡市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項特定個人情報の欄中「(以下「児童手当関係情報」という。)介護保険給付等関係情報」を「(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報」に改め、「(同表に規定する介護保険給付等関係情報をいう。以下同じ。)」の次に

「、年金給付関係情報、年金生活者支援給付金関係情報」を加える。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を 処理するために利用することができる特定個人情報に、年金給付 関係情報等を追加すること。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。